

## 山梨バスロケーション多言語システム整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、路線バスを利用する訪日外国人観光客の周遊を促進するため、一般社団法人山梨県バス協会（以下「補助事業者」という。）が実施する山梨バスロケーション多言語システム整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類等を添えて、平成27年4月30日までに、知事に提出しなければならない。

- ア 事業計画書
- イ 収支予算書
- ウ その他知事が必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の精査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定をし、様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (5) 取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- (6) 当該年度に取得財産等があるときは、事業実績報告書（様式第4号）に取得財産等明細表を添付しなければならない。

#### （実績報告書の様式、提出期限）

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の交付方法）

第7条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、棄却し、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （書類の保管）

第9条 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければ

ばならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
山梨バスロケーション多言語システム整備事業	<p>路線バスを利用する訪日外国人観光客の周遊観光を促進するバスロケーション多言語システムの整備費</p> <p>1 設置工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 機器・設備購入費 バスロケーション管理サーバ</li> <li>• 使用料・保守費 サーバIDC設置費用 IDC初期費用 クラウドサーバ設置費用</li> <li>• 設置に係る工事費 サーバ設置・設定費</li> </ul> <p>2 開発・運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• プログラム開発等役務費 バスロケーションシステム バスマップインタフェース 観光ネットインタフェース 事業者管理システム</li> <li>• ソフトウェア購入費</li> <li>• 多言語翻訳費（ネイティブチェック含む） 英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）</li> <li>• その他（消耗品・備品費、通信運搬費等）</li> </ul>	定額	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合